

# 平成25年6月定例会の報告

平成25年6月定例会が6月3日から6月21日まで開かれ、高山市職員等の給与の臨時特例に関する条例をはじめ、条例案件や人事案件など17議案を審議。すべて原案のとおり可決・承認・同意しました。また、議員提出の2議案も併せて可決しました。

## 6月3日 本会議

報第3号から報第8号までの報告案件(各案件はP6参照)については、全員一致で承認されました。

議第40号から48号までの提案説明があり、質疑なしで各委員会に付託されました。

## 6月12日 本会議

議第50号が追加上程され、次のとおりの質疑の後、総務厚生委員会に付託されました。

〈議第50号〉高山市職員等の給与の臨時特例に関する条例について

## 特別職や職員の給与

を減額する条例で、主な質疑は次のとおり。

【問】職員組合との交渉の経緯は。

【答】5月16日に最初の提示を行い、その後時間をかけて協議した。給料以外を減額の対象としないことや、減額しなければ、減額部分を市民の税金によって補うことなることに対して一定の理解をいただいたことから上程した。

【問】高山市においては3億円の減額分のうち地域の元気づくり事業費で補てんされるのは

1億4千万円と説明されたが、残りの防災・減災対策事業に充当される分は起債を起こして交付税による後年度負担とされているが、どのようにとらえているのか。

【答】地方財政計画での給料減額は8500億円であり、そのうち3000億円は地域の元気づくり事業費として充当される。残りの5500億円については全額地方債充当ということがあるが、交付税算入率は70%とされている。こうした対応は国が財源を繰り延べるといって被災地支援を行うものであるが、こうした問題を起債で対応すべきなのかどうかという点については若干疑問を持つものである。

このことは地方財政計画上のことであるが、こうした対応を行うことは、地方自治の本旨という観点から、大きな問題であると捉えている。

【問】人事院勧告に基づかない今回の措置であるが、人事院勧告との整合性は。実施時期を遅らせることも考えなかったのか。

【答】これまで労使の良好な関係の中で、市民の福利厚生のために努力するという体制があるのは、人事院勧告を尊重し、カットのときでもアップのときでもお互いに理解をして実施してきた実績があることから、今後とも人事院勧告を堅持していくことに変わりはない。

実施時期を遅らせることについては、ラス

バイレス指数が基準となっていて、今回は7月を基準として考えられるということなので、今議会で上程した。

## 6月21日 本会議

総務厚生委員会報告 議第40号から議第44号までと議第50号については委員長報告(P15参照)後、議第50号は採決により賛成多数で可決しました。また、議第50号を除く議案についてはは全員一致で可決しました。

文教産業委員会報告 議第45号については委員長報告(P16参照)後、全員一致で可決しました。

基盤環境委員会報告 議第46号、47号については委員長報告(P17参照)後、全員一致

で可決しました。

〈議第48号〉平成25年度高山市一般会計補正予算(第1号) 全員一致で可決しました。

〈議第49号〉人権擁護委員候補者の推薦について

もりもと きくお 森本喜久雄さん(高根町)を推薦することに同意しました。

## 議員発議

〈発議第7号〉

高山市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

〈発議第8号〉

地方財政の充実・強化を求める意見書 いずれも全員一致で可決(P5参照)しました。